

## 登校・登園・登室許可証について(足立区 HP より転載)

2023年1月

乳幼児が集団で生活する就学前の教育・保育施設においては、感染症が流行しやすく、また、抵抗力も免疫力も低い乳幼児が感染症にかかった場合は、生命の危険につながる恐れがあります。

施設内での感染症の拡大を防ぐために、学校保健安全法に定められた感染症(下記の「登校・登園・登室許可証」参照)に罹患した後、治って登園する場合は、医師から「登園許可」を得て、「登校・登園・登室許可証」をお通いの施設に提出する必要があります。

令和5年1月より、インフルエンザに関しては保護者負担軽減のため、治癒した際の医療機関受診を必須とせず、「インフルエンザ登校・登園・登室届」を保護者が記入し、学校・就学前施設・学童保育室に提出する方法も認めることになりました。

ただし、インフルエンザの症状が重い場合や入院を伴う場合、医師の受診指示があった場合は、これまでどおり医師に「登校・登園・登室許可証」の記入をお願いしてください。

足立区内の小学校・中学校・幼稚園・認定こども園・認可保育園・認証保育所・小規模保育室・家庭的保育者・学童保育室では、同じ書式の「登校・登園・登室許可証」「インフルエンザ登校・登園・登室届」を使用しています。

なお、足立区医師会のご承認、ご協力により、「登校・登園・登室許可証」および「インフルエンザ登校・登園・登室届」太枠内記入にかかる文書料は無料となっています。(令和4年1月開設の「東京女子医科大学附属足立医療センター」についても同様の取り扱いです。)新型コロナウイルス感染症に罹患した後の登校・登園・登室再開時は、「登校・登園・登室許可証」提出は不要です。保健所等の判断・指示に従ってください。

「登校・登園・登室許可証」「インフルエンザ登校・登園・登室届」は、足立区医師会会員の医療機関と東京女子医科大学附属足立医療センターで使用可能です。

「登校・登園・登室許可証」「インフルエンザ登校・登園・登室届」の用紙は、各学校・幼稚園・保育施設等で受け取るか、下記からダウンロードした後に印刷し、保護者の皆様が医療機関に持参してください。

足立区医師会に加入していない医療機関に受診した場合、文書料有料となる場合がありますので「インフルエンザ登校・登園・登室届」については、太枠部分についても保護者が記入してください。

## 登校・登園・登室許可証について

保 護 者 各 位

足 立 区 医 师 会  
足 立 区  
足立区教育委員会

人から人にうつる感染症は学校（園）生活において注意が必要です。学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に感染症の種類やその出席停止期間の基準が定められています。

下記の表に沿って医師の診断と登校・登園・登室許可を得てください。

### 1 医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

病 名	登校・登園・登室停止期間
麻しん（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※①）	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日※②）を経過するまで
百 日 咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結 核	感染の恐れがなくなるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断ができるまで
急性出血性結膜炎	医師の判断ができるまで
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	感染力が極めて強いので医師の判断ができるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児についてはウィルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日」とする。

### 2 医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

病 名	登校・登園・登室のめやす
手足口病	症状が改善し全身状態が良好
溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
感染性胃腸炎	医師の判断ができるまで
ヘルパンギーナ	全身状態が良好
マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
R S ウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

### 3 どちらも必要がない感染症（ただし医師の判断を受けてから登校・登園・登室してください）

病 名	注 意 事 項
伝染性膿痂疹（とびひ）	ガーゼなど通気性のよいもので覆うことが望ましい
伝染性軟属腫（水いぼ）	
頭じらみ	医師の診断を受け、スミスリンシャンプー・パウダー等で駆除する

※ 突発性発疹・不明発疹症・川崎病については全身状態が良好であれば登校・登園・登室は可能ですが、医師の診断を受けてから登校・登園・登室してください。

登校・登園・登室許可証は、以下のいずれかの区ホームページからダウンロードいただけます。

- 区トップページの「メニュー」から「区政情報」→「申請書ダウンロード」→「子育て」→「登校・登園・登室許可証」のページへアクセスし、ダウンロード
- 右記のQRコードより「登校・登園・登室許可証」のページへアクセスし、ダウンロード  
※区立小中学校、就学前教育・保育施設、学童保育室共通様式です。



## 登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

足立区医師会

足立区

足立区教育委員会

## 医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

印	病名	登校・登園・登室停止期間
1	麻しん（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（乳児から幼児については3日）を経過するまで
6	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断ができるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断ができるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O-157）	感染力が極めて強いので医師の判断ができるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

第2種感染症の対象ではない。

乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先)

学校・園・学童室

年　組　児童・生徒　氏名

出席停止期間

月　　日から　　月　　日まで

年　　月　　日から登校・登園・登室してもよいことを証明します

医療機関名

医師名

印

切り取り

## 登校・登園・登室届（保護者が記入）

足立区医師会

足立区

足立区教育委員会

## 医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

印	病名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断ができるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	R Sウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先)

学校・園・学童室

年　組　児童・生徒　氏名

受診した病院名

通院した期間　月　日～月　日

登校・登園・登室可能と判断された日　月　日

上記の通り相違ありません

年　　月　　日

保護者名

印

平成27年4月1日改定

# インフルエンザ登校・登園・登室届

(提出先)

学校・園・学童室

年

組 児童・生徒氏名

※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い

インフルエンザと診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入（文書料無料の扱い）にご協力をお願いいたします。

※ 足立区医師会会員ではない医療機関へ受診した場合、文書料有料となる可能性がありますので、太枠部分についても保護者が記入してください。

インフルエンザの型	A型	・	B型	・	不明
インフルエンザと診断した医療機関名					
受診した日	年	月	日	( )	
発症した（発熱した）日	年	月	日	( )	

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その日の最高体温									
解熱した日 (○を記入)									

※ 下記の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック□を入れてください。

- 発症後 5 日を経過しました。  
 解熱した後 2 日（乳幼児は 3 日）を経過しました。

上記 2 つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名（自署）

【参考】インフルエンザ出席停止期間の基準

発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（乳幼児については 3 日）を経過するまで。

網掛け部分 [ ] の日は出席停止です。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校再開可能	[ ]	[ ]
例 2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開可能	[ ]	[ ]
例 3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開可能	[ ]

就学前施設	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園再開可能	[ ]	[ ]
例 2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園再開可能	[ ]
例 3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状（咳・鼻水等）が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

(提出先) 〇〇〇小

学校・園・学童室

○ 年 ○ 組 児童・生徒氏名 〇〇 〇〇

## ※ 足立区医師会会員の医療機関へお願い

インフルエンザと診断した際には、医療機関にて太枠部分の記入(文書料無料の扱い)にご協力をお願いいたします。

## ※ 足立区医師会会員ではない医療機関へ受診した場合、文書料有料となる可能性がありますので、太枠部分についても保護者が記入してください。

インフルエンザの型	A型 · B型 · 不明
インフルエンザと診断した医療機関名	△△クリニック 該当の型に○
受診した日	令和〇年 2月 1日 (水)
発症した(発熱した)日	令和〇年 2月 1日 (水)

発症からの日数	0日目 (発症日)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	/	/
その日の最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.4	36.5		
解熱した日 (○を記入)		○ 例1	○ 例2						

例2 2/3就寝時まで発熱していたが、2/4起床時  
熱が下がっており、その後発熱はない場合※ 下記の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェックを入れてください。 発症後5日を経過しました。例1 2/3朝熱があったが、午後熱  
が下がった(平熱になった)場合 解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過しました。注意!! 解熱した当日に  
だけ○をつけてください  
(例1か例2どちらかに  
なります)。上記2つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、令和〇年 2月 7日より  
登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名(自署) 〇〇 〇〇〇

## 【参考】インフルエンザ出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児については3日)を経過するまで。

網掛け部分の日は出席停止です。

学校・学童室	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			登校再開 可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開 可能		
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校再開 可能	

就学前施設	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		登園再開 可能		
例2	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園再開 可能	
例3	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園再開 可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育・認証保育所・保育ママ

※ 解熱した後も呼吸器症状(咳・痰)が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。